

# 応募募集！

## 第15回宜野座村産業まつり

### 村産品の推奨品認定(特産品アイデア)

募集期間:3月19日(月)まで

提出先:産業振興課(宜野座村産業まつり実行委員会事務局)

#### ●目的●

宜野座村産業まつり推奨品に対する消費者の認知、理解及び信頼を高め、また、特産品のアイデア発掘することにより、その普及及び販路開拓を図り需要拡大を促進し、宜野座村の産業の振興に寄与することを目的とする。

#### ●対象事業所●

宜野座村に事業所又は住所を有するものであること。

#### ●申請書提出●

役場産業振興課(事務局)へ申請書を3月19日(月)まで提出し、審査日の3月22日(木)の午後に産品の見本を提供してください。

#### ●推奨対象品●

宜野座村の産品であって、

- ①生産・製造・加工が村内で施されている。
- ②他の特許品又は登録品の模倣品でないこと。
- ③他区以上(県)で推奨認定を受けていないこと。
- ④委員会が推奨品として適当と認めたとき。

#### ●推奨基準●

①品質が優秀であること。②技術、意匠、包装等が優秀であること。③市場性が十分にあること。④適正な価格であること。⑤郷土色豊かなもの。⑥独創性があること。⑦JAS・JIS製品は考慮に入れる。⑧JAS・JISの対象品であって、許可等をうけていないものについては、それぞれの規格の基準を参考にするものとする。

#### 推奨品認定の流れ

推奨品申請受付

3月19日(月)まで



審査及び認定事業者へ通知

3月22日(木)通知予定



推奨品認定表彰

3月24日(土)式典にて

#### 【お問合せ及び申込み先】

宜野座村役場 産業振興課(宜野座村産業まつり実行委員会)

〒904-1392

宜野座村字宜野座296番地

TEL 098-968-8565 / FAX 098-968-5807

担当 : 仲間

## 宜野座村産業まつり推奨品認定(特産品アイデア)申請書

平成24年 月 日

推奨品名 (特産品アイデア)			
小売価格	円	内容量	(ml・mg)
生産地	宜野座村字 松田・宜野座・惣慶・福山		
事業所名 又は氏名			
住所	宜野座村字 松田・宜野座・惣慶・福山		
TEL/FAX メールアドレス	TEL: / FAX: Email:		
月間生産量		販売対象	県内・県外
取得している 認証規格等			
推奨品の紹介			
<p>宜野座村産業まつりの推奨品認定規定第5条の規定に基づき推奨品の認定を受けたく申請いたします。なお、推奨規定の内容を遵守し事故等の問題が発生したときは弊社(私)が一切の責任を負います。</p> <p>宜野座村産業まつり実行委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">申請者 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">代表者 _____ 印</p>			

※申請書提出の際に推奨品申請物(品物)の提出もお願いします。(食品は返品致しません)

# 宜野座村産業まつり推奨品認定規定

## (目的)

第1条 この規定は、宜野座村で生産又は製造若しくは加工される製品について、宜野座村産業まつり実行委員会(以下「委員会」という。)が宜野座村産業まつり(以下「産業まつり」という。)の趣旨に基づき優良品について推奨又は特産品の発掘を行うことにより、次に定める目標を達成するため必要な事項を定めるものとする。

- (1) 宜野座村製品の品質向上と表示の適正化を推進すること。
- (2) 産業まつり推奨品(以下「推奨品」という。)に対する消費者の認知、理解及び信頼を高める又は特産品の発掘を行うことによって、その普及及び販路の開拓を図り農商工連携、地産地消運動に進展と相まって需要拡大を促進し、宜野座村の産業の振興に寄与すること。

## (推奨対象品)

第2条 推奨品として認定の対象とする商品は、宜野座村の産品であって、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 生産又は製造若しくは加工が宜野座村内において施された産品であること。
- (2) 他の特許品又は登録品の模倣品でないこと。
- (3) 他区以上(県)で推奨認定を受けていないこと。

2 前項に掲げるもののほか、委員会が推奨品として適当と認めたとき。

## (推奨基準)

第3条 推奨の基準は、次のとおりとする。

- (1) 品質が優秀であること。
- (2) 技術、意匠、包装等が優秀であること。
- (3) 市場性が十分にあること。
- (4) 適正な価格であること。
- (5) 郷土色豊かなもの。
- (6) 独創性があること。
- (7) 次に該当するものは特に考慮するものとする。
  - ア 日本農林規格(JAS)製品
  - イ 日本工業規格(JIS)製品
- (8) 日本農林規格又は日本工業規格の対象品であって、許可等を受けていないものについては、それぞれの規格の基準を参考にするものとする。

## (実績資格)

第4条 推奨品として認定を受けようとするものは、次の各号のいずれにも該当する

ものとする。

(1) 宜野座村に事業所又は住所を有するものであること。

(2) 販売について、法令により許可又は認可を必要とするものは、当該許可又は許可を得たものであること。

(認定申請)

第5条 推奨品として認定を受けようとするものは、推奨品認定申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(見本の提出等)

第6条 前条の申請をする場合は、推奨品として認定を受けようとする製品(以下「申請品」という。)の見本を審査日に提出しなければならない。

(審査委員会)

第7条 推奨品の審査を行うのは、審査委員が行うものとする。

(推奨品の認定)

第8条 推奨品の認定は、審査委員会の審査結果に基づき、委員長がこれを行う。

(認定書の交付及び順守事項同意書)

第9条 委員長は、推奨品として認定した場合は、認定書を(様式第2号)を交付する。

(推奨標章等の表示)

第10条 推奨品には、様式第2号の推奨マークを使用することができる。ただし、推奨マークの印刷又はステッカー等の製作費用は認定者の自己負担とする。

2 推奨証紙の表示は、推奨品以外のものに使用してはならない。

(推奨の取消)

第11条 委員長は、推奨品が次の各号のいずれかに該当した場合は、推奨を取り消すことができる。

(1) 推奨基準に適合しなくなったとき。

(2) 推奨証紙及び推奨マークを不正に使用したとき。

(3) 推奨品としての信用を著しく害する行為があると認められたとき。

(4) 生産、販売等営業に係る関係法令に違反したとき。

(5) 推奨品の販売を中止したとき。

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。